

第三管区海上保安本部公示第57号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年11月19日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 茨城県高萩工事事務所
- （2）住 所 茨城県高萩市下手綱1405-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

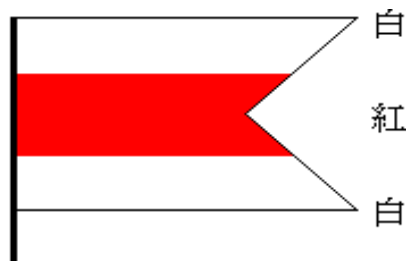
- （1）区 域 茨城県大洗町磯浜地区海岸周辺海域から
茨城県北茨城市五浦地区海岸周辺海域（調査平面図のとおり）
- （2）期 間 令和7年11月20日から令和7年12月30日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

調査平面図1

海図 W1097

平潟漁港

北茨城市
Kita-Ibaraki

大津漁港

H地区

E地区

G地区

調査区域 36測線

川尻港

日立市
Hitachi

会瀬漁港

河原子港

久慈漁港
日立港

07県単海調 第07-55-632-0-051号
広域深浅測量業務委託



水域底質採取箇所



海域底質採取箇所

海图 W1097



07県単海調 第07-55-632-0-051号
広域深浅測量業務委託